**特 　記　 事　 項**

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）第１３条第１項及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成１４年国土交通省令第１７号）第４条の規定に基づき、契約書において記載すべき事項の内容は、次のとおりとする。

１．分別解体等の方法

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 工　程 | 作業内容 | 分別解体等の方法（解体工事のみ） |
|  ①仮設 |  仮設工事 □有　　□無 |  □　手作業 □　手作業・機械作業の併用 |
|  ②土工 |  土工事 □有　　□無 |  □　手作業 □　手作業・機械作業の併用 |
|  ③基礎 |  基礎工事 □有　　□無 |  □　手作業 □　手作業・機械作業の併用 |
|  ④本体構造 |  本体構造の工事 □有　　□無 |  □　手作業 □　手作業・機械作業の併用 |
|  ⑤本体付属品 |  本体付属品の工事 □有　　□無 |  □　手作業 □　手作業・機械作業の併用 |
|  ⑥その他 （　　　　　　　） |  その他の工事 □有　　□無 |  □　手作業 □　手作業・機械作業の併用 |

 （注）該当する項目の□にチエックマークを記入する。

２．解体工事に要する費用（直接工事費） 　　 円（税抜き）

３．再資源化等をするための施設の名称及び所在地（書き切きれない場合は別紙に記載）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定建設資材廃棄物の種類 | 施設の名称 | 所　　在　　地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

４．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

　　　　　　　　　　　　 （直接工事費） 　　 円（税抜き）